

1. 福祉のまちづくり条例の必要性と意義

本格的な高齢社会の到来を間近に控え、誰もが必然的に老いを迎える、身体的な機能の衰えや障害を持つ可能性を有することが想定され、すべての県民が一生を通じて豊かな生活を送ることができる福祉社会を築いていくことが重要な課題となっています。

本県における高齢化率は、全国平均を大きく上回っており、高齢者の割合は今後も高まることが見込まれています。また、身体障害者は毎年微増しており、重度化、高齢化の傾向にあります。

このような背景のもと、本県では、平成7年3月に「山形県福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者等の利用に配慮した施設整備を推進してきました。

しかし、依然として、高齢者や障害者等が社会活動に参加する上でさまざまな障壁が少なからず存在しています。

のことから、県民一人ひとりが福祉のまちづくりに理解を深め、公共的な建築物に限らず、公共交通機関や道路、公園等を含めて、さまざまな障壁を取り除き、県民誰もが住み慣れた地域において、自らの意思で自由にあらゆる分野の活動に参加することができる環境の整備を促進するため「山形県福祉のまちづくり条例」を制定しました。